

報告第4号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月13日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和６年３月３０日

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市条例第 2 1 号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和 2 5 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 8 条 （略） 2 （略） 3 前項の規定の適用がある場合における第 29 条の 9 第 1 項、<u>附則第 11 条の 8 第 1 項及び附則第 11 条の 11 の規定の適用については、第 29 条の 9 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」と、附則第 11 条の 8 第 1 項中「附則第 7 条の 4」とあるのは「附則第 7 条の 4、附則第 8 条第 2 項」と、附則第 11 条の 11 中「附則第 7 条の 4」とあるのは「附則第 7 条の 4、附則第 8 条第 2 項」とする。</u> （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第 9 条の 2 （略） 2 （略） 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）（略） <u>（5） 附則第 11 条の 8 及び附則第 11 条の 11 の規定の適用については、附則第 11 条の 8 第 1 項及び附則第 11 条の 11 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 9 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	附 則 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 8 条 （略） 2 （略） 3 前項の規定の適用がある場合における第 29 条の 9 第 1 項 _____ の規定の適用については、 _____ の規定の適用については、 _____ 同項中「前 3 条」とあるのは、 _____ 「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」とする _____ _____ _____ _____。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第 9 条の 2 （略） 2 （略） 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4）（略）

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第9条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の8及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の8第1項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第10条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の8及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の8第1項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第11条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の8及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の8第1項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第9条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第10条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第11条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人
--	---

の市民税の課税の特例) 第11条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の8及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の8第1項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第11条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の8及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の8第1項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第11条の3の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の8及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の8第1項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の8及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の</u>	の市民税の課税の特例) 第11条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第11条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第11条の3の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)
--	---

8 第 1 項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の 3 の 3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の 8 及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の 8 第 1 項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の 8 及び附則第11条の11の規定の適用については、附則第11条の 8 第 1 項及び附則第11条の11中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第11条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第11条の 7 (略)

(令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第11条の 8 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第11条の10において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第29条の 3、第29条の 6 から第29条の 9 まで、附則第 5 条の 3 第 2

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の 3 の 3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

6 (略)

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第11条の 7 (略)

項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第7条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第29条の7第2項、第33条の13第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第29条の7第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第11条の8第1項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第33条の13第1項中「課した」とあるのは「附則第11条の8第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第11条の8第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

- 第11条の9 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- （1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普

通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- （2） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第32条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項にお

いて「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の9第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第11条の10 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の10第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項に

において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第11条の8第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の10第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第

1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第33条の11に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。）は、第 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月 1 日から11月30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年 12月 1 日から翌年の 3 月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得

に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からそ

の者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の12の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の10第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の13第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円

未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（3） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間に

においてはその者の第33条の13第2項の規定により読み替えられた第33条の10第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の12の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の10第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の14第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第11条の11 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第29条の3、第29条の6から第29条の9まで、附則第5条の3第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第7条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(読替規定)

第12条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める

(読替規定)

第12条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める

割合は、4分の3とする。 15 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 16 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 17 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 (略) 20 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 21・22 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第12条の3 (略) 2 (略) 3 <u>市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> 4～8 (略) 9 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改</u>	割合は、4分の3とする。 15 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 16 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 17 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 (略) 20 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> 21 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 22・23 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第12条の3 (略) 2 (略) 3～7 (略) 8 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改</u>
---	---

修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようと

修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようと

する者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（５）（略）

14 法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（４）（略）

（５） 施行規則附則第７条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（６）（略）

15 （略）

（土地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

第12条の４ （略）

（令和７年度又は令和８年度における土地の価格の特例）

第12条の５ 市の区域内の自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は

する者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（５）（略）

13 法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（４）（略）

（５） 施行規則附則第７条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（６）（略）

14 （略）

（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）

第12条の４ （略）

（令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例）

第12条の５ 市の区域内の自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は

、第38条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

_____を乗じて得た額を加算した額_____

_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以

、第38条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100

分の2.5）を乗じて得た額を加算した額_____

_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以

下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第

下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第

15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例）

第13条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第14条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第

15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例）

第13条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第14条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第

15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第17条の2 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第12条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第108条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価

15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。

以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第17条の2 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第12条の4第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第108条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価

格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

_____を乗じて得た額を加算した額_____

_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の

格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の

2.5)を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

_____の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の

適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都

適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都

市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の課税の特例）

第20条の3 附則第13条の3の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、同条中「法附則第18条の3」とあるのは、「法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3」と読み替えるものとする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第21条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____

市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の課税の特例）

第20条の3 附則第13条の3の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、同条中「法附則第18条の3」とあるのは、「法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3」と読み替えるものとする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第21条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の

_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 表（略）	都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 表（略）
--	---

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従

前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、個人の市民税について特別税額控除を実施するとともに、固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置等を講じ、併せて所要の規定の整備を行うものである。
附則第 8 条 第 3 項	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例	規定の整備
附則第 9 条の 2 第 3 項	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	規定の整備
附則第 9 条の 3 第 3 項	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例	規定の整備
附則第 1 0 条 第 3 項	長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備
附則第 1 1 条 第 5 項	短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備
附則第 1 1 条の 2 第 2 項	一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課	規定の整備

	税の特例	
附則第11条の3 第2項	先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備
附則第11条の3の2 第2項 第5項	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備
附則第11条の3の3 第2項 第5項	条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	規定の整備
附則第11条の8 第1項 第2項	令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除	令和6年度分の個人の市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から特別税額控除額を控除するものとする。 控除額は、市・県民税合わせて1万円（国内に住所を有する控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円を加算した額）とする。
附則第11条の9 第1項 第2項	令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例	令和6年度分の個人の市民税に限り、普通徴収について、第1期分の納付額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後の納期分から順次控除するものとする。
附則第11条の10 第1項～ 第5項	令和6年度分の公的年金等に係る所得に	令和6年度分の個人の市民税に限り、公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和6年10月以後最

	係る個人の市民税に関する特例	初に支払を受ける公的年金等に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後の各月の特別徴収税額から順次控除するものとする。
附則第11条の11	令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除	令和7年度分の個人の市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者のうち控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国内に住所を有する者に限る。）を有する者の所得割の額から特別税額控除額を控除するものとする。 控除額は、市・県民税合わせて1万円とする。
附則第12条の2 第13項～ 第18項 第20項～ 第22項	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	規定の整備
附則第12条の3 第3項～ 第15項	新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	新築の認定長期優良住宅のうちマンション等の区分所有のものに係る固定資産税の減額措置について、当該マンション等の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理者等から必要書類の提出がされ、かつ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができるものとする。
附則第12条の4	土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義	規定の整備

附則第12条の5 第1項 第2項	令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例	令和7年度又は令和8年度の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが著しく均衡を失すると認める場合においては、修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とするものとする。
附則第13条 第1項～ 第5項	宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例	宅地等に対して課する固定資産税の特例について、令和6年度から令和8年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第13条の3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例について、令和6年度から令和8年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第14条	農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例	農地に対して課する固定資産税の特例について、令和6年度から令和8年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。
附則第17条の2 第1項 第2項	特別土地保有税の課税の特例	規定の整備
附則第20条	宅地等に対し	宅地等に対して課する都市計画税の

第1項～ 第5項	て課する令和 6年度から令 和8年度まで の各年度分の 都市計画税の 特例	特例について、令和6年度から令和8 年度まで現行と同様の措置を講ずるも のとする。
附則第20条の3	用途変更宅地 等及び類似用 途変更宅地等 に対して課す る令和6年度 から令和8年 度までの各年 度分の都市計 画税の課税の 特例	用途変更宅地等及び類似用途変更宅 地等に対して課する都市計画税の特例 について、令和6年度から令和8年度 まで現行と同様の措置を講ずるものと する。
附則第21条	農地に対して 課する令和6 年度から令和 8年度までの 各年度分の都 市計画税の特 例	農地に対して課する都市計画税の特 例について、令和6年度から令和8年 度まで現行と同様の措置を講ずるもの とする。